

自家用車活用事業の事前確定運賃の算定に用いる係数について

令和6年5月27日
九州運輸局

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）3.（4）④の事前確定運賃の算定に用いる係数を下記のとおり定めたので公表する。

記

県	営業区域	係数	県	営業区域	係数	県	営業区域	係数
福岡	福岡交通圏	1.20	長崎	島原交通圏	1.13	大分	宇佐市	1.13
	北九州交通圏	1.16		諫早市	1.13		豊後大野市	1.13
	久留米市	1.15		大村市	1.13		由布市	1.13
	大牟田市	1.13		五島市	1.13		国東市	1.13
	宗像交通圏	1.13		平戸市	1.13		速見郡	1.13
	京築交通圏	1.13		松浦市	1.13		玖珠郡	1.13
	筑豊交通圏	1.13		壱岐市	1.13		宮崎	宮崎交通圏
	田川交通圏	1.13		対馬市	1.13	都城交通圏		1.13
	嘉麻市	1.13		西海市	1.13	小林交通圏		1.13
	柳川市	1.13		東彼杵郡	1.13	延岡市		1.13
	朝倉市	1.13		北松浦郡	1.13	日南市		1.13
	八女市	1.13		南松浦郡	1.13	日向市		1.13
	筑後市	1.13		熊本交通圏	1.16	串間市		1.13
	大川市	1.13	阿蘇交通圏	1.13	西都市	1.13		
	小郡市	1.13	八代交通圏	1.13	児湯郡	1.13		
	うきは市	1.13	天草交通圏	1.13	東臼杵郡	1.13		
	みやま市	1.13	人吉市	1.13	西臼杵郡	1.13		
	嘉穂郡	1.13	荒尾市	1.13	鹿児島	鹿児島市		1.16
	朝倉郡	1.13	水俣市	1.13		川薩交通圏		1.13
	三井郡	1.13	玉名市	1.13		大島交通圏	1.13	
三潞郡	1.13	山鹿市	1.13	曾於交通圏		1.13		
八女郡	1.13	菊池市	1.13	鹿屋交通圏		1.13		
佐賀	佐賀市	1.15	宇土市	1.13		鹿児島空港交通圏	1.13	
	唐津市	1.13	宇城市	1.13		枕崎市	1.13	
	鳥栖市	1.13	下益城郡	1.13		いちき串木野市	1.13	
	多久市	1.13	玉名郡	1.13		阿久根市	1.13	
	伊万里市	1.13	菊池郡	1.13		出水市	1.13	
	武雄市	1.13	上益城郡	1.13		伊佐市	1.13	
	鹿島市	1.13	葦北郡	1.13		指宿市	1.13	
	小城市	1.13	球磨郡	1.13		南さつま市	1.13	
	嬉野市	1.13	大分	大分市	1.15	西之表市	1.13	
	神崎市	1.13		別府市	1.13	垂水市	1.13	
	神埼郡	1.13		中津市	1.13	日置市	1.13	
	三養基郡	1.13		日田市	1.13	南九州市	1.13	
	東松浦郡	1.13		佐伯市	1.13	出水郡	1.13	
	西松浦郡	1.13		臼杵市	1.13	肝属郡	1.13	
	杵島郡	1.13		津久見市	1.13	熊毛郡	1.13	
	藤津郡	1.13		竹田市	1.13	大島郡	1.13	
	長崎	長崎交通圏		1.15	豊後高田市	1.13		
佐世保市		1.15		杵築市	1.13			